

優良介護サービス事業所「かながわ認証」に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の介護サービス事業所等の介護サービスの質の向上や従事者の資質向上、定着確保を図り、介護サービスの質の向上の好循環を目指すことを目的に、介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等の一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を「かながわ認証」として認証するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 認証の対象は、神奈川県内で介護保険法（以下「法」という。）に基づく別表第1のサービスを提供している介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）とする。

(申請要件)

第3条 前条に規定する事業所は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 申請年度の4月1日を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (2) 申請年度及び前年度末日以前3年において、法人及び事業所が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ事業所において虐待等の不祥事を起こしていないこと。
- (3) 法第115条の35第1項に基づく介護サービス情報公表制度において、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野すべてが4点以上であること。
- (4) 「神奈川県介護サービス事業者によるサービスの質等の向上宣言の実施に関する要綱」に基づき、かながわ介護サービス等向上宣言を行っていること。

(申請)

第4条 認証の申請をする法人の代表者は、事業所ごとにかがわベスト介護セレクト20に関する要綱（以下「セレクト20要綱」という。）第4条第1項に基づく書類を知事に提出する。

(認証審査)

第5条 知事は、別表第2及び別紙により、認証の適否について審査を行う。

- 2 認証の基準は、別表第2の評価合計点が6割以上とする。ただし、申請年度及び前年度末日以前3年において、同一法人内の他事業所で社会的影響が大きいと判断される虐待等の不祥事を起こしていた場合、認証しないことができる。
- 3 第1項の審査に当たっては、認証審査会を設置する。

(認証の決定)

第6条 知事は、前条の審査に基づき、認証事業所を決定する。

(認証書等の交付)

第7条 知事は、前条により決定した認証事業所に認証書（第1号様式）及び認証評価点数表（第2号様式の1から6）を交付する。

2 知事は、セレクト20要綱第7条に基づくかながわベスト介護セレクト20決定事業所に対して、受賞回数に応じてかながわベスト介護セレクト20受賞デザインを印字した認証書を交付するものとする。

3 知事は、第5条の審査の結果、認証しなかった事業所に、認証評価点数表（第2号様式の1から5）を交付する（同条第2項ただし書きに該当する事業所は除く）。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証の日から3年後が属する年度の末日とする。

(認証の更新)

第9条 知事は、認証事業所の申請に基づき、認証の有効期間を更新する（以下「認証の更新」という。）ことができる。

2 前項の申請は、認証の有効期間が満了する日の1年前から行うことができる。

3 第3条から第7条までの規定は、第1項の認証の更新に準用する。

(認証の辞退等)

第10条 認証事業所は、次のいずれかに該当する場合は、認証事業所の名称、代表者の氏名及び所在地並びに該当理由を記載した書面に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 認証を辞退しようとするとき

(2) 認証事業所を休止したとき

(3) 認証事業所を解散若しくは事業を廃止したとき（ただし、同一法人が認証事業所を継続して運営する中で、定員の変更により介護保険法第78条の2及び86条の規定による廃止、新規指定の手続をとった場合を除く）

(認証の取消)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消す。

(1) 認証が不相当と認めたとき

(2) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき

(3) 認証事業所が指導監査において、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けたとき

(4) 認証事業所において、虐待等の不祥事が発生したとき

(5) その他知事が必要と認めるとき

(再申請)

第12条 第10条第1号及び第2号により認証の辞退をした事業所及び前条第1号により知事から認証を取り消された事業所は、第3条の規定に基づき再度認証申請することができる。た

だし、前条第2号及び第3号に該当する場合、その他知事が申請を適当としないと判断した場合は、前条による取り消しを受けた日から起算して3年間は申請することができない。

(公表)

第13条 知事は、認証事業所の情報をホームページにおいて公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

第1条 平成28年度にかながわベスト介護セレクト20に決定した事業所については、第5条及び第6条の規定にかかわらず認証の決定があったものとみなす。

第2条 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行の際、現に認証書の交付を受けている事業所の認証の有効期間は、なお従前の例による。

別表第 1

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	夜間対応型訪問介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	通所介護
	通所リハビリテーション
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	地域密着型通所介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	短期入所生活介護（併設施設を除く。）
	短期入所療養介護（併設施設を除く。）

別表第2

大項目	中項目	小項目（評価指標）	サービス区分					
			訪問系	通所系		居住系	特養	老健
				居宅介護	小規模多機能型サービス			
Ⅰ サービスの質の向上 (70)	(1) 要介護度の維持・改善 (その1)	【事業所からの報告により把握】 ○ 要介護度の維持・改善率 $\frac{\text{維持者} + \text{改善者} \times 2}{\text{当該事業所のサービスを3か月以上利用している者のうち、対象期間内に更新・変更認定を受けた者}}$	30	30	30	30	30	30
	(その2)	リハビリテーションの充実 【事業所からの報告により把握】 ○ リハビリテーションに係る職員配置 (常勤換算数で機能訓練指導員等の加配状況を評価)	/	/	10	/	/	/
		在宅復帰 【事業所からの報告により把握】 ○ 対象期間に退所した者のうち、自宅等に退所した者の割合	/	/	/	/	/	10
		看取りへの対応 【事業所からの報告により把握】 ○ 24時間連絡できる体制（24時間連絡体制）の有無 ○ 看取りに関する指針や個別計画の策定 ○ 看取り介護に係る技術向上（看取り研修の実施状況） ○ 看取り介護実施実績（看取り件数）	10	10	/	10	10	/
	(2) 中重度要介護者の対応	【事業所からの報告により把握】 ○ 利用者の平均要介護度	20	20	20	20	20	20
	(3) 認知症高齢者の対応	【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合	10	10	10	10	10	10
	(4) 具体的な取組の内容による加算	【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※	※	※	※	※	※
Ⅱ 人材育成・処遇改善 (50)	(1) 介護職員等の離職率・勤続年数	【事業所からの報告により把握】 ○ 過去3年間の離職率の平均 ○ 介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合	20	10	10	10	10	10
	(2) 介護職員が有している資格	【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合	/	10	10	10	10	10
	(3) 研修の実施状況	【事業所からの報告により把握】 ○ 外部研修、内部研修の参加状況 (延べ人数／介護職員等の総数)	30	30	30	20	20	20
	(4) ワークライフバランスに基づく職場環境整備	【事業所からの報告により把握】 ○ 年次有給休暇取得率、育児・介護休暇取得状況等	/	/	/	10	10	10
	(5) 具体的な取組の内容による加算	【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※	※	※	※	※	※
Ⅲ その他 (20)	(1) 公表制度の評価	申請要件となる公表制度でレーダーチャートとして公表されている運営体制・提供体制等を評価	20	20	20	20	20	20
かながわ認証の審査に係る評価合計点			140					

※事業所の取組み内容（4項目）に応じて、評価点に最大8点加点する。

優良介護サービス事業所「かながわ認証」評価基準

1 サービスの質の向上に係る成果・取組内容

(1) 要介護度の維持・改善（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
$\frac{\text{要介護度の維持者（A）} + \text{改善者数（B）} \times 2}{\text{当該事業所のサービスを3か月以上利用している者のうち、対象期間内に更新・変更認定を受けた者（C）}}$	0.7

※要介護度5の者であって、更新・変更認定後も維持した者を除く。

実績	点数
1.3以上	30
1.1以上～1.3未満	21
0.9以上～1.1未満	15
0.7以上～0.9未満	9
0.7未満	0

(2) リハビリテーションの充実（通所系（小規模多機能型居宅介護を除く））

小項目（評価指標）	基準値
リハビリテーションに係る職員配置 （通所介護における機能訓練指導員等の常勤換算数で加配配置状況）	（通所介護）機能訓練指導員の配置数が常勤換算により1.0人 （通所リハ）利用定員に対して、個別リハビリテーションを20分以上提供するために必要なPT、OT、STの常勤換算による配置数

実績	点数
基準値に対して、1.0以上の加配	10
基準値に対して、0.7以上1.0未満の加配	7
基準値に対して、0.4以上0.7未満の加配	5
基準値に対して、0.1以上0.4未満の加配	3
基準値に対して、0.0以上0.1未満の加配	0

（例）定員の総数50人の通所リハビリテーション事業所

1週間のうち常勤職員が勤務すべき時間40時間（1日8時間）

- ・個別リハビリテーションに必要な時間 20分×50人 ＝ 1,000分（16.6時間）
- ・個別リハビリテーション実施日に必要な配置数 16.6時間÷8時間 ＝ 2.0人
- ・当該事業所の実際の配置人数 2.5人
- ・実績 2.5人 － 2.0人 ＝ 0.5人 5点

※計算は、すべて小数点第2位以下を切り捨て

(3) 在宅復帰率（入所系（介護老人保健施設））

小項目（評価指標）	基準値
対象期間に退所した者のうち、自宅等に退所した者の割合	30／100

実績	点数
45以上／100	10
40以上45未満 ／100	7
35以上40未満 ／100	5
30以上35未満 ／100	3
30未満／100	0

(4) 看取りへの対応（訪問系、通所系（小規模多機能型居宅介護）、居住系、入所系（介護老人福祉施設等））

小項目（評価指標）	基準値
24時間連絡できる体制（24時間連絡体制）の有無	体制の有無
看取りに関する指針の策定又は利用者個々に看取り介護に係る計画の作成	策定又は作成の有無
看取り介護に係る技術向上（看取り研修の実施状況）	研修の有無
看取り介護実施実績（ 看取り件数 ）	実績の有無

実績	点数
4項目該当	10
3項目該当	7
2項目該当	5
1項目該当	3
該当なし	0

(5) 中重度要介護者の対応（全サービス）

小項目（評価指標）	点数
利用者の平均要介護度	平均要介護度（最大値5）×4

(6) 認知症高齢者への対応（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
基準日時点の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合	（訪問系、通所系） 20／100
	（居住系） 50／100
	（入所系） 60／100

実績			点数
訪問系、通所系	居住系	入所系	
35以上／100	65以上／100	75以上／100	10
30以上35未満／100	60以上65未満／100	70以上75未満／100	7
25以上30未満／100	55以上60未満／100	65以上70未満／100	5
20以上25未満／100	50以上55未満／100	60以上65未満／100	3
20未満／100	50未満／100	60未満／100	0

(7) 取組内容や支援方法の内容等（全サービス）

次のチェック項目に該当する場合は、「Ⅰ サービスの質の向上」の合計点に、各2点を加算する。ただし、「Ⅰ サービスの質の向上」の合計点は70点を上限とする。

チェック項目	加算点数
県が作成した高齢者虐待防止に関する資料・教材を活用し、全従業者を対象とした研修を実施	各2点
認知症の未病改善予防と健康の維持向上を目的に、コグニサイズの年組みを実施	
介護ロボットの導入等、神奈川らしく介護宣言に基づく「人の力のみで抱え上げない介護・看護」の実践	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	

2 人材育成・処遇改善等に係る成果・取組内容

(1) 介護職員等の離職率・勤続年数（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
過去3年間の離職率の平均	16.5
基準日時点の介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合	30／100

離職率 実績	点数		勤続年数 実績	点数	
	訪問系	その他		訪問系	その他
10.5未満	10	5	45以上／100	10	5
10.5以上12.5未満	7	4	40以上45未満／100	7	4
12.5以上14.5未満	5	3	35以上40未満／100	5	3
14.5以上16.5未満	3	2	30以上35未満／100	3	2
16.5以上	0	0	30未満／100	0	0

(2) 介護職員が有している資格（通所系、居住系、入所系）

小項目（評価指標）	基準値
基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合	（通所系） 30／100 （居住系、入所系） 50／100

実績		点数
通所系	居住系、入所系	
45以上／100	65以上／100	10
40以上45未満／100	60以上65未満／100	7
35以上40未満／100	55以上60未満／100	5
30以上35未満／100	50以上55未満／100	3
30未満／100	50未満／100	0

(3) 研修の実施状況（全サービス）

小項目（評価指標）	基準値
外部研修、内部研修の参加状況 （研修の延べ参加人数／介護職員等の総数）	職員 1 人当たり 1 回

実績	点数	
	訪問系、通所系	居住系、入所系
1.6以上	30	20
1.4以上～1.6未満	21	14
1.2以上～1.4未満	15	10
1.0以上～1.2未満	9	6
1.0未満	0	0

(4) ワークライフバランスに基づく職場環境整備（居住系、入所系）

小項目（評価指標）	基準値
年次有給休暇取得率（全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない））	30%
育児休業取得実績の有無	実績の有無
介護休業取得実績の有無	実績の有無

年次有給休暇取得率 実績	点数	育児休業取得実績 実績	点数※	介護休業取得実績 実績	点数
80%以上	6	実績有	2	実績有	2
60%以上80%未満	4	実績無	0	実績無	0
30%以上60%未満	2	※ 育児休業について、男性が取得している場合は6点とする。ただし、合計点は10点を上限とする。			
30%未満	0				

(6) 取組内容や支援方法の内容等（全サービス）

次のチェック項目に該当する場合は、「Ⅱ 人材育成・処遇改善」の合計点に、各2点を加算する。ただし、「Ⅱ 人材育成・処遇改善」の合計点50点を上限とする。

チェック項目	加算点数
キャリアパスの整備	各2点
介護職員の資格取得に向けた研修受講費等の負担	
代替要員の確保	
介護休業規定（子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための時間外労働の制限、所定外労働の制限等）	

3 その他（サービス評価の実施状況及び同一法人内における不祥事等）

ア 公表制度の評価

小項目（評価指標）	点数
公表制度による評価	公表されているレーダーチャート7分野の平均（最大値5）×4